

## 第4編 大規模事故等対策編

# 第1章 総則

## 第1節 構成と内容

この『大規模事故等対策編』は、大規模火災、大規模事故及びその他大規模な各種災害に対する基本的な対応策について定めたものであり、次の構成で組み立てたものである。

### 1 総則

#### 【大規模事故等の応急活動体制】

大規模事故等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合における応急活動体制を確立するとともに、災害の状況を把握し、周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する。

#### 【大規模事故等の災害特性と被害想定】

大規模事故等の災害特性とその被害想定について考慮して計画する。

なお、災害想定は、同時多発はないことを前提とし、個々の災害で起こりうる最大規模の災害を想定する。

### 2 各種災害別の予防対策及び応急対策計画

市内において、今後いつ起きてもおかしくない大規模火災、大規模事故及びその他大規模な各種災害について、災害の種別ごとに災害特性と被害想定を考慮し、応急対策として計画する。

また、災害を最小限に留めるため、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合における防御又は応急救助の対策として計画する。

なお、市又は事故の責任を有する機関は、必要な職員を動員配備し、迅速かつ円滑に災害の応急対策を推進し、その活動に万全を期する。

ただし、本大規模事故等対策編において対処しきれない場合は、震災対策編及び風水害対策編を適宜準用し、万全を期する。

## 第2節 大規模事故等の応急活動体制

大規模事故等の災害が発生した場合、市は県及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する必要がある。

### ■対象とする大規模事故等の災害

- |                                  |                               |
|----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 大規模火災      | <input type="radio"/> 大規模道路事故 |
| <input type="radio"/> 危険物等災害     | <input type="radio"/> 電力施設災害  |
| <input type="radio"/> 放射性物質事故等災害 | <input type="radio"/> 農作物等災害  |
| <input type="radio"/> 鉄道事故       | <input type="radio"/> 雪害      |
| <input type="radio"/> 航空機事故      | <input type="radio"/> 竜巻・突風等  |

### 第1 応急活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、市民の通報や各関係機関からの情報収集活動を実施し、災害の規模に応じて、警戒本部、災害対策本部（総合支所本部を含む。）の設置のほか、救援救護活動、地域住民の避難誘導、避難勧告・指示、避難所の開設等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する。

※ 大規模事故が発生した場合の活動体制の確立については、震災対策編第3章第1節「職員配備体制」及び第2節「初動活動計画」に準じて行う（同様に風水害対策編では第2節と第3節）。

### 第2 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する。

### 第3 情報収集・伝達及び広報

大規模事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確な対応を図るためには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要となる。

市は、市民からの通報、加須消防署、警察署、県及び防災関係機関から情報を収集し、被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図る。

必要に応じて、現地に職員を派遣する。

また、関係機関と協力して、地域住民への広報を実施する。

※ 情報収集・伝達については、震災対策編第3章第7節又は風水害対策編第3章第9節の「災害情報収集・伝達」、市民への広報については、震災対策編第3章第8節又は風水害対策編第3章第10節の「災害広報」に準じて行う。

## 1 火災気象通報

火災等の発生に密接な関連のある気象情報としては、火災気象通報が挙げられ、その発表基準は、次のとおりである。

実施官署	実施基準 (加須地域)
熊谷地方気象台	1 実効湿度55%以下で最小湿度25%以下になる見込みのとき 2 平均風速が11m/s以上吹く見込みのとき (降雨、降水中は通報しないこともある。) 3 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下となり、平均風速が10m/s以上吹く見込みのとき

## 2 火災警報

(1) 加須消防署は、熊谷地方気象台からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

加須消防署は、火災警報を発令した時は、市、各消防分署、消防団及び関係防災機関に通報する。

加須消防署は、防災行政無線を通じて警報の発令を市民に周知するとともに、各消防分署は巡回広報等を行う。

## 第4 応急対策活動の実施

### 1 救助・救急、救護活動

市は、加須消防署、警察署、県及び関係機関に協力して、被災者の救急救助・医療救護活動を実施する。

また、必要に応じて、医療班、衛生班等を現地に派遣する。

※ 救急救助・医療救護活動については、震災対策編第3章第16節又は風水害対策編第3章第19節の「救急救助・医療救護」に準じて行う。

### 2 避難対策

大規模事故が発生した場合又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合は、市民の生命、身体を保護するために避難勧告・指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

※ 避難対策については、震災対策編第3章第17節又は風水害対策編第3章第20節の「避難対策」に準じて行う。

### 3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等の実施において、状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、震災対策編及び風水害対策編の応急対策に準じて行う。

## 第2章 大規模火災対策計画

### 第1節 総論

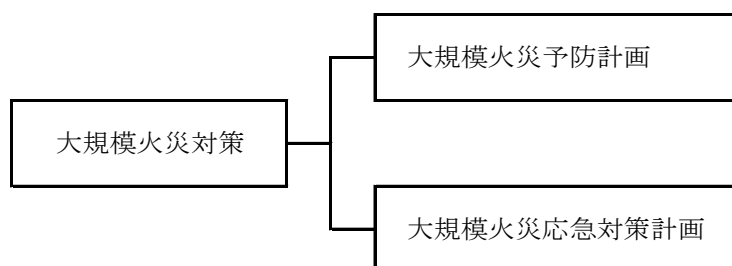
#### 第1 火災の特性

住宅密集地域、大工場、高層倉庫等で火災が発生した場合、延焼火災速度が速ければ大火災になる可能性があり多くの人命、建物に影響をもたらす。

また、不特定多数の者が出入りする建物で火災が発生した場合、パニックから大きな人身事故等を生じ、多数の死傷者や地域の社会経済基盤の喪失等に繋がるため、その対策について定める。

また震災対策編に準ずるものとする。

#### 第2 対策の体系



### 第2節 大規模火災予防計画

#### 第1 留意点

大規模火災の予防を図るため、加須消防署は市と連携を強化しながら、消防団の組織、消防施設の充実を推進していく。

市街地の面的整備や不燃化を進め、災害に強い市街地の整備し、迅速な消火活動を行うための体制整備など関係機関との効果的な対策を進めるとともに、市民や事業者と連携して防災訓練等を実施し防災意識の普及啓発を進め、災害に強い体制整備を推進する。

#### 第2 火災に強いまちづくり

安全な市街地の整備をはじめ、オープンスペースの確保、道路整備等により都市防災上の骨格の形成を目指すとともに、施設構造物等の耐震化や火災・危険物対策を一層推進し、火災に強いまちづくりに努める。

また、加須消防署は市との連携を図りつつ、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、耐震性貯水槽の消防水利を計画的に整備する。

高層建築物等に関する救急救助活動については、自衛体制の整備について徹底した指導を行うとともに、強化に努める。

#### 第3 火災に対する建築物の安全化

##### 1 消防用設備等の整備、維持管理

加須消防署は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物の消防用設備が火災時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者に対して、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うよう、消防法に基づく立ち入り検査を実施し、指導していく。

## 2 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、都市計画法第8条第1項第5号の規定による準防火地域等の指定等を含めて検討する。

## 第4 迅速かつ円滑な災害への備え

### 1 情報の収集・連絡

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

加須消防署は、国、埼玉県、関係市町村、関係都県、警察等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

その際は、夜間、休日の場合等においても迅速に対応できる体制とする。

#### (2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握した上、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活かす。

#### (3) 通信手段の確保

大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、震災対策編第3章第7節又は風水害対策編第3章第9節の「災害情報収集・伝達」に準じる。

## 2 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制

大規模な火災を想定した職員の非常招集訓練を実施し、災害時に備え、緊急連絡網の点検とその確立を図るとともに、職員の参集時間及び参集人数を把握し、初動体制の検証を行い、職員の危機管理意識の高揚を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るとともに、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟及び関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡に当たる要員を予め指定しておく。

### (2) 関係機関相互の連携体制

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

なお、管内の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が困難であると判断した場合には、知事に対して緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援を要請する。

### (3) 広報体制の整備

大規模火災発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

### 3 消火活動体制の整備

大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から加須消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

### 4 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、緊急輸送道路等の整備に努める。また、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

### 5 避難収容活動への備え

#### (1) 避難誘導

避難場所・避難路を、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を予め作成する。

また、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、第2編 震災対策編 第17節及び第3編 風水害対策編 第20節の「避難対策」に準じる。

#### (2) 避難所・避難場所

学校、公園等の避難所・避難場所を住民への周知徹底に努める。また、避難所とされた建物については、必要に応じ照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、予め避難所等の運営管理のために必要な知識等、住民への普及に努める。

さらに、住宅密集地における大規模火災が発生した場合を勘案し、予め広域的な避難場所を選定・確保する。

### 6 施設、設備の応急復旧活動

加須消防署は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を予め整備しておく。

### 7 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、予め整備しておく。

## 8 防災関係機関等の防災訓練の実施

### (1) 訓練の実施

加須消防署と市は、県及び事業者と協力して、市民参加による大規模火災を想定した、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

### (2) 実践的な訓練の実施と事後評価

加須消防署は、市及び事業者が訓練を行う場合は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるように工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第5 防災知識等の普及、訓練

### 1 防災知識の普及

加須消防署は、県及び関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図る。

また、加須消防署は市と連携し、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、市民に解りやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。また、学校等の教育機関や各自治協力団体、各自主防災組織等においては、防災に関する教育の充実に努める。

### 2 火災関連設備等の普及

加須消防署は、市民等に対し、消火器や避難用補助具、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及に努める。

### 3 火災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

加須消防署は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援体制が整備されるよう努める。

### 4 予防教育の指導

#### (1) 防火管理者制度の効果的な運用

- ア 学校、病院、工場等のうち多数の者が出入りし勤務している防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。
- イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

#### (2) 予防査察指導の強化

加須消防署は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

**(3) 高層建築物等の火災予防対策**

高層建築物、社会福祉施設等に対し、予防査察を実施し消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

**(4) 火災予防運動の実施**

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

**(5) 火災防御検討会の開催**

加須消防署は、大火災又は特殊な原因による火災については、加須消防署職員をはじめとして、発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって教養を高めるための検討を加え、将来の消防活動の資料とする。

**(6) 住宅用防災機器等の普及促進**

火災による被害を軽減するため、地域関係団体との連携及び各種広報媒体を活用して、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の普及促進を図る。

### 第3節 大規模火災応急対策計画

#### 第1 被害想定

近年は、住宅地の密集化や、工場、倉庫の高層化により、市街地及び流通団地等における火災は大規模化する危険性が増している。

住宅火災の主な原因はコンロ、てんぷら油の過熱、ストーブ等の日常生活での火の取扱いが原因で発生するものも多く、また大工場、高層倉庫等でのいつどこで発生するか予測ができないものであり、特に商業施設等で多くの者が使用する施設や木造住宅密集地の火災となれば、多数の死傷者発生することが想定される。

このため、大規模な火災に対する災害応急対策を迅速に実施し、住民・建物等の被害を最小限に留めることが大切である。

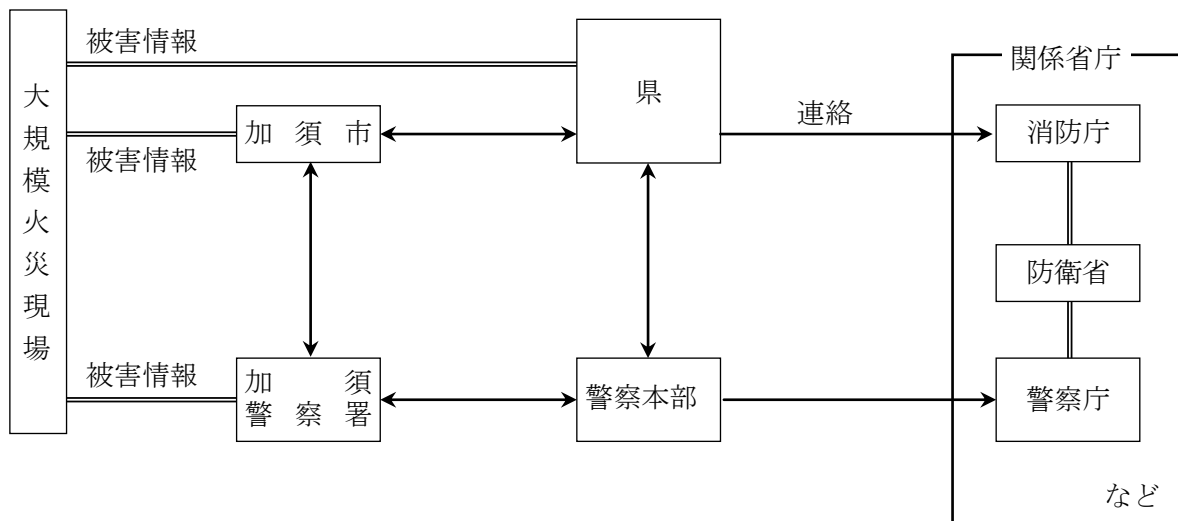
#### 第2 災害情報の収集・連絡

##### 1 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

加須消防署は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに市・県へ連絡する。

##### 2 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



##### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市は、県及び関係機関と連携し、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

##### 4 通信手段の確保

災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

#### 第3 加須消防署による消防活動

##### 1 避難地及び避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

## 2 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い住宅密集地及び工場、倉庫、大量危険物貯蔵取扱施設など、被害が拡大するおそれがある地域を優先して消防活動を行う。

## 3 市街地火災消防活動の優先

大規模な工場、高層倉庫、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災消防活動を優先する。

なお、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請し、延焼拡大を防止する。

## 4 火災現場活動

- (1) 出動隊の指揮者は、火災現場の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 5 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## 第4章 消防団等による消防活動

### 1 広報活動

大規模火災発生により、居住地付近の市民に対し、広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

### 2 消火活動

加須消防署での対応が困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは市民と協力して行う。

また、倒壊家屋や留守宅への通電時における出火等の警戒活動を行う。

### 3 救急救助

加須消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対して応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

### 4 避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りつつ、市民を安全に避難させる。

なお、避難誘導に当たっては、震災対策編第3章第17節又は風水害対策編第3章第20節の「避難対策」に示す手順により行う。

## 5 避難所の準備

火災で住宅をなくした市民のために、避難所を開設する。

## 6 情報の収集

加須消防署による活動を補佐し、早期に火災現場情報の収集を行う。

## 7 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を加須消防署と協力して行う。

### 第5 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請

管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、近隣の消防本部及び消防組合へ応援要請を行うとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請するものとする。

なお、応援出動要請に当たっては、震災対策編第3章第15節又は風水害対策編第3章第18節の「埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請」に示す手順により行う。

### 第6 救出活動

震災対策編第3章第15節「救出活動」又は風水害対策編第3章第18節の「水防・救出活動」に示す手順により行う。

#### 1 応援要請の手続

市長（本部長）は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにして地域代表消防機関の長に電話等により要請する。

また、火災が甚大で応援要請ができない場合は、地域代表消防機関の長の判断により、被害状況の調査を行い、応援の有無について、市長（本部長）又は加須消防署長と協議の上決定する。

- (1) 火災の種別
- (2) 火災発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

#### 2 応援部隊の受入れ体制

県下応援部隊の円滑な受け入れを図るため、加須消防署等は、必要に応じ応援部隊の誘導員を配置するとともに、活動に必要な情報を提供し、受入れ体制を整える。

- (1) 応援部隊の人員、機材数、責任者等の確認
- (2) 応援部隊に対する仮眠施設等の手配

## **第7 被災者等への的確な情報伝達活動**

### **1 被災者等への情報伝達活動**

加須消防署と市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報車等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対して十分に配慮する。

### **2 市民への的確な情報の伝達**

市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### **3 関係者等からの問い合わせに対する対応**

加須消防署と市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## **第8 災害救助法の適用**

市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法の適用を埼玉県知事に要請し、応急的に必要な救助を行い、災害に遭われた方の保護と社会の秩序の保全を図る。

なお、災害救助法の適用に当たっては、震災対策編第3章第14節又は風水害対策編第3章第17節の「災害救助法の適用」に示す手順により行う。

## 第3章 危険物等災害対策計画

### 第1節 総論

#### 第1 火災の特性

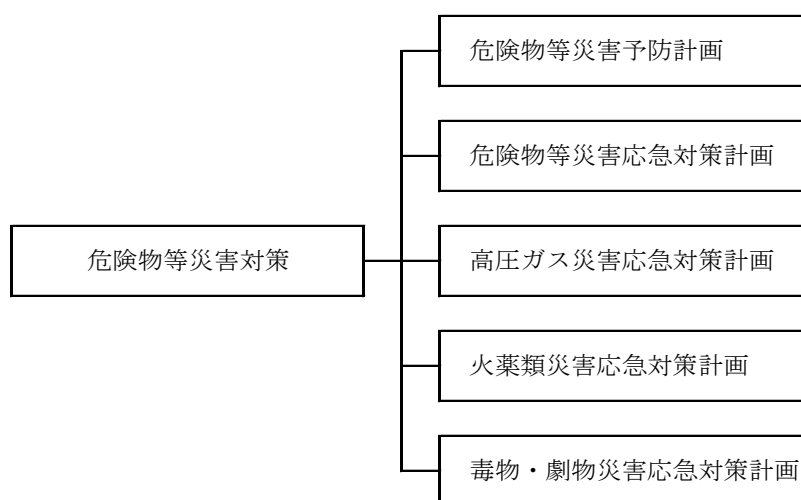
危険物施設や高圧ガス施設、火薬類貯蔵施設において、危険物の流出、ガスの漏えい及び爆発等による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合があり、いったん火災となると延焼速度が速いため、大規模な火災事故となる危険性がある。

また、不特定多数の者が利用する施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

#### 第2 留意点

- (1) 危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講じるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。
- (2) 加須消防署と市は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

#### 第3 対策の体系



### 第2節 危険物等災害予防計画

#### 第1 危険物の予防対策

##### 1 危険物製造所等の整備改善

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を実施して災害防止の指導をする。

##### 2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を指導する。
- (2) 危険物の貯蔵取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安講習受講を指導する。

### **3 消防法に基づく施設の貯蔵取扱いの安全管理**

- (1) 施設の管理に万全を期するため法に基づき危険物施設保安員等の選任を指導する。
- (2) 危険物貯蔵取扱いの安全確保のため法に基づき予防規程の作成遵守を指導する。

## **第2 高圧ガスの予防対策**

- 1 高圧ガス等の製造・販売・貯蔵及び消費について、高圧ガス保安法等の基準に適合するよう検査を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- 3 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- 4 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

## **第3 火薬類の予防対策**

- 1 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう指導を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

## **第4 毒物・劇物の予防対策**

- 1 毒物・劇物の貯蔵・取扱いについて、消防法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 警察及び加須消防署と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

## **第5 広報体制の整備**

加須消防署と市は、危険物等災害事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

### **第3節 危険物災害応急対策計画**

#### **第1 被害想定**

危険物施設より危険物の漏えい及び拡散、混食発火、汚染、出火等の災害が発生した場合は大規模な事故が想定される。

また、工場、貯蔵所の施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

#### **第2 応急対策**

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の対策を講じる。

- 1 危険物の流出及び拡散の防止
- 2 流出した危険物の除去、中和等
- 3 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急対策
- 4 その他災害の発生又は拡大防止のための応急対策

#### **第3 応急措置**

危険物の漏えい、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- 1 タンクの破損、危険物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。
- 2 タンクの破損がある場合は応急補修を行う。
- 3 危険物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。
- 4 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

#### **第4 通報**

直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

#### **第5 従業員等の安全確保**

従業員、付近の市民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

#### **第6 救済**

被災者への救済を行う。

#### **第7 事故発生時における応急対策**

災害の規模、態様によっては、加須消防署、市、県及び関係機関は、相互に連絡協力して総合的な応急対策を行う。

##### **1 災害情報の収集及び報告**

加須消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐時中間報告を行う。また、市（本部）は、関係機関から情報を収集し県に報告する。

## 2 災害広報

加須消防署と市は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車等により広報活動を行う。

## 3 救急医療

加須消防署、警察署、医療機関その他関係機関は、施設管理者と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

## 4 消防対応対策

加須消防署は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。

## 5 避難

加須消防署と市は、被害の拡大が予想される場合は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

## 6 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

## 7 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通規制等を行う。

## 8 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市民に広報するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

## 9 災害原因の究明

加須消防署と警察署は、災害の危険物災害の発生原因を究明する。

高度な知識・技能を要する場合は、関係機関に依頼し原因究明をもって、公式発表を行う。

## 第4節 高圧ガス災害応急対策計画

### 第1 高圧ガス被害想定

高圧ガス及び液化石油ガスの漏えい、拡散、爆発事故、出火等の災害が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなり、大規模な事故が想定される。

また、タンクローリー等の交通事故でのタンク破損等による車両火災、爆発等も考慮し、二次的災害を起こすおそれがあることから、災害防止のための措置を講じる。

### 第2 通報

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

### 第3 市民等の安全確保

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

### 第4 応急対策

施設等の責任者は、消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 1 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- 2 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- 3 上記に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- 4 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- 5 大規模な水害の発生による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市、警察署及び加須消防署等と相互の連絡を密にし、回収に努める。
- 6 タンクローリー等の火災の場合は、タンク鏡板面が爆発により飛散するおそれがあるので、必ずタンク銅板面側から行う。

### 第5 救済

被災者への救済を行う。

### 第6 事故発生時における応急対策

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

## **第5節 火薬類災害応急対策計画**

### **第1 火薬類被害想定**

火薬を取り扱っている業者の火薬庫から火災、爆発の災害が発生した場合は、周囲に大規模な事故が想定される。

また、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなることから通報を受けたら、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

### **第2 通報**

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

### **第3 市民等の安全確保**

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

### **第4 応急対策**

施設等の責任者は、加須消防署等と連絡を密にして速やかに次の対策を講じる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 2 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な対策を講じる。
- 3 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための対策を講じる。

### **第5 救済**

被災者への救済を行う。

### **第6 事故発生時における応急対策**

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

## **第6節 毒物・劇物災害応急対策計画**

### **第1 毒物・劇物被害想定**

毒物・劇物取扱施設から火災、漏えい、爆発の災害が発生した場合は、周囲に大規模な事故が想定される。

また、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなることから通報を受けたら、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の拡大防止措置を講じる。

### **第2 通報**

施設等の責任者は、災害が発生した場合、直ちに加須消防署、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民等に周知する。

また、危険物が河川に流出又は流出するおそれがあるときは、河川管理者に通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

### **第3 市民等の安全確保**

付近の市民及び従業員に、施設等への立ち入り禁止、火気取り扱い禁止を通報する。また、ガス種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

### **第4 応急対策**

施設を管理する責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の対策を講じる。

- 1 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の防除措置を講じる。
- 2 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- 3 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急対策及び緊急連絡、要因、資材確保等活動体制を確立する。
- 4 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火等を行う。
- 5 緊急連絡網等により、災害状況について迅速かつ的確に連携を取り、状況に即した活動体制を確立する。

### **第5 救済**

被災者への救済を行う。

### **第6 事故発生時における応急対策**

第3節 危険物災害応急対策計画に準じる。

## 第4章 放射性物質事故等災害対策計画

### 第1節 総論

#### 第1 災害特性

平成23年3月に発生した福島第一・第二原子力発電所の事故では、原子炉容器が大きく損傷して核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大量に放出され、本市においても、放射性物質の降下による影響として、雨どい落ち口や集水溝・集水マスなどへの放射性物質の蓄積等によるホットスポットの発生、放射性物質が検出されたごみ焼却灰の発生などがあつたところである。

今後も、原子力発電所事故などの不測の事故等により、放射性物質が一般環境中に飛散し、本市に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

#### 第2 被害想定

本市は、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地しているが、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射性物質事故」という。）が発生することが予測される。

さらに、この度の東日本大震災の影響による避難区域に指定された地域からの避難者の長期的な受け入れも考慮する必要があるとともに、市内において放射性物質の除染が必要な事態に及ぶことも想定される。

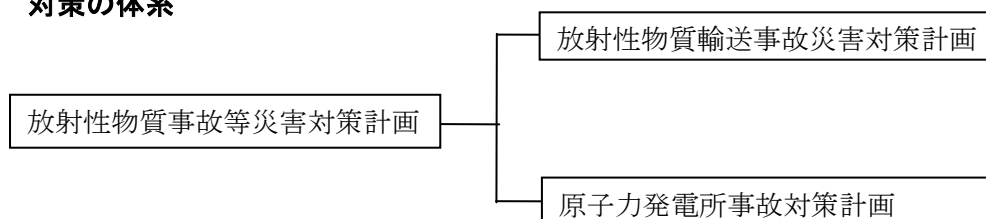
さらに、本市を走る東北縦貫自動車道などでの核燃料物質等の輸送中に発生する事故等が予想され、放射性物質が大量に飛散することも想定される。

#### 第3 基本方針

本市では、核燃料物質等の輸送事故や本市から比較的近い場所に立地する原子力発電所での不測の事故等による被害が予想される。

これらを規制することや大規模な避難指示などについては、国の掌握事項であるが、核燃料物質等の輸送中や原子力発電所において、放射性物質事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、市として、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定める。

#### 第4 対策の体系



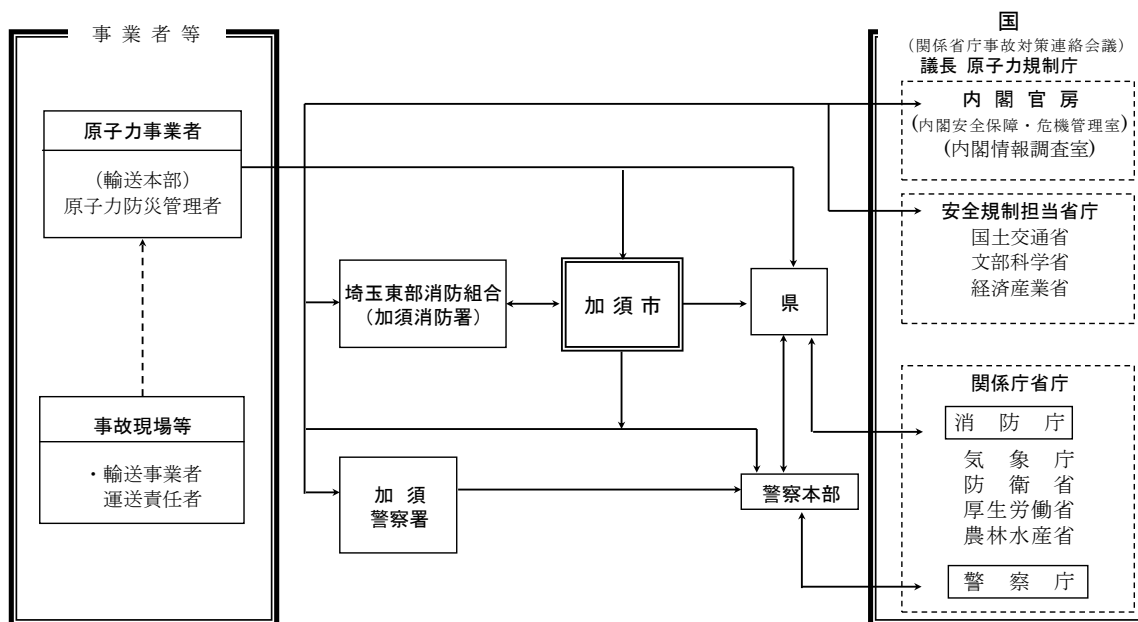
## 第2節 放射性物質輸送事故災害対策計画

### 第1 市の活動体制

#### 1 災害発生直後の情報の収集・連絡

市は、事業者から受けた情報を直ちに、県、各警察署及び防災関係機関に連絡する。

#### 放射性物質輸送事故発生時の連絡系統



#### 2 事故の影響の早期把握のための活動

市は、放射線量の測定を実施するとともに、県や原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、放射性物質による環境への影響について把握する。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況等を連絡し、支援の必要等を連絡する。

#### 4 活動体制の確立

##### (1) 消防機関の対応

災害の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県等に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、救助・救急等の必要な措置を講じる。

##### (2) 対策本部の設置

市は、発災後速やかに、災害対策本部を設置する。

#### 5 消火活動

消防機関は、放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、輸送事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性を確保し、放射性物質輸送事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

## 6 退避・避難収容活動

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」（以下「退避・避難等」という。）の措置を講じる。

退避・避難等の措置の指標

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量等) (mSv)		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮する。
50以上	500以上	市民は、退避

※「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

## 7 警戒区域の設定

市は、輸送事業者からの事故情報、緊急時のモニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量等が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、退避・避難等を行う区域（警戒区域）を指定する。

### (1) 基本的な考え方

輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。また、その他応急対策を行うために必要な活動区域として、これに加えて、概ね85mを確保する。

### (2) 退避、避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市長に通知するとともに、必要な退避・避難等の措置を、各地域住民に講じるよう指示する。

### (3) 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を指定した場合は、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

## 8 市民への情報伝達

### (1) 市民への的確な情報の伝達

市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### (2) 市民等からの問い合わせ対応

発災後必要に応じ、市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を行う。

## 9 各種規制措置の解除

市は、市の測定及び国・県による環境モニタリング等の調査等の結果、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言も踏まえ、避難・退避等の指示、警戒区域などの規制措置の解除を行い、速やかにその情報を市民に提供する。

## 10 市民の健康調査等

退避・避難等をした地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と心の安定を図る。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、国・県と連携を図り、医療機関への収容などの必要な措置をとる。

## 第2 事業者の活動体制

### 1 災害発生直後の情報の収集・連絡

放射性等物質・核燃料物質等輸送を行う原子力事業者の原子力防火管理者は、輸送中に放射性物質・核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが特定事象（原災法第10条の規定に基づく事象）である場合は、直ちに最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、応急対策の活動状況等を市、県、道路管理者及び国の関係機関に連絡する。

また、放射性物質・核燃料等物質等輸送時の事故発生に係る連絡系統は、第2節 第1の「放射性物質輸送事故発生時の連絡系統」による。

なお、当該物質等を取扱施設での事故対策においても同様の措置をとるものとする。

- (ア) 特定事象・事故発生の時刻、場所・施設及び状況並びに特定事象の種類
- (イ) 気象状況（風向・風速）
- (ウ) 放射性物質の放出に関する情報（放射線量や放出状況等）
- (エ) 予想される災害の周辺の範囲及び影響・程度等
- (オ) 輸送又は施設・設備・機械の状態
- (カ) 被爆者及び汚染拡大の状況
- (キ) 応急措置や応急対策の状況
- (ク) その他必要と認める事項

### 2 応急対策活動情報の連絡

市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

### 3 活動体制の確立

放射性物質輸送事業者等は、事故災害の拡大防止を図るため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事故災害の影響が周辺に及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、国、県及び本市との緊密な連絡体制を確保し、活動の実施に当たる。

また、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供する。

#### 4 消防活動

放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

#### 5 放射性物質の除去等

輸送事業者の現場責任者は、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染を行う。

また、責任者は、国の指示・指導のもとに、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

### 第3節 原子力発電所事故対策計画

原子力発電所事故の対策については、第2節の「放射性物質輸送事故災害対策計画」に準じて対処する。

#### 第1 放射線量等の測定体制の整備

##### 1 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、校庭等の市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

また、必要に応じ雨どい下や側溝等のホットスポットの測定を実施し、高線量を示す箇所の除染を実施する。

##### 2 飲料水及び食品、農作物の放射性物質検査体制の整備

市は、飲料水及び食品、農作物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、県と連携し、飲料水、食品、農作物の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供する。

あわせて、学校プールや市民プールの安全性を確保するため、プール水の放射性物質の測定を実施する。

また、必要に応じ校庭等の市民の日常生活に密着する場所で土壌の放射性物質を測定する。

##### 3 浄水場発生汚泥、下水道汚泥及び焼却灰等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水場発生汚泥、下水道汚泥及び焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。さらに、埼玉県行田浄水場と連携し、浄水場発生汚泥の放射性物質を測定する。

##### 4 市民及び他縣市からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市は、市民及び他縣市からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を県と連携しながら実施するとともに、健康相談の窓口を開設する。

#### 第2 県外避難者の受け入れ体制の整備【市の活動体制】

避難区域に指定された地域からの避難者の長期的な受け入れが必要となった場合は、埼玉県との連携の下に、避難所の設営や避難者の受け入れを行う。

## 第5章 鉄道事故対策計画

### 第1 災害特性

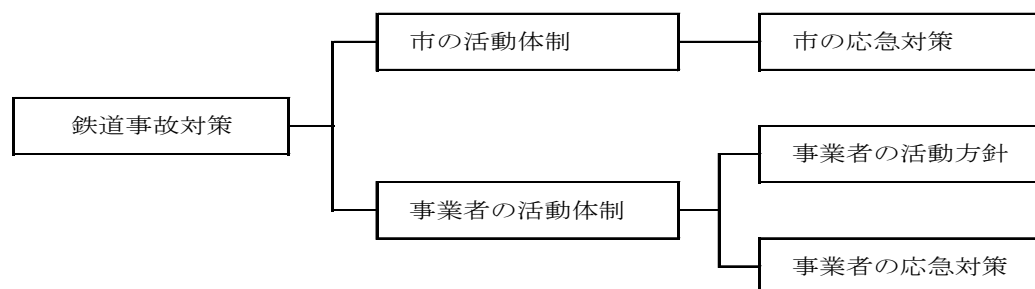
多くの者が利用する鉄道による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。

また、列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

### 第2 被害想定

列車の衝突、脱線、転覆、踏切内での車との衝突等の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道事故の発生が想定される。

### 第3 対策の体系



### 第4 市の活動体制

本市域内において鉄道事故が発生したときは、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、鉄道事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

#### 1 市の応急対策

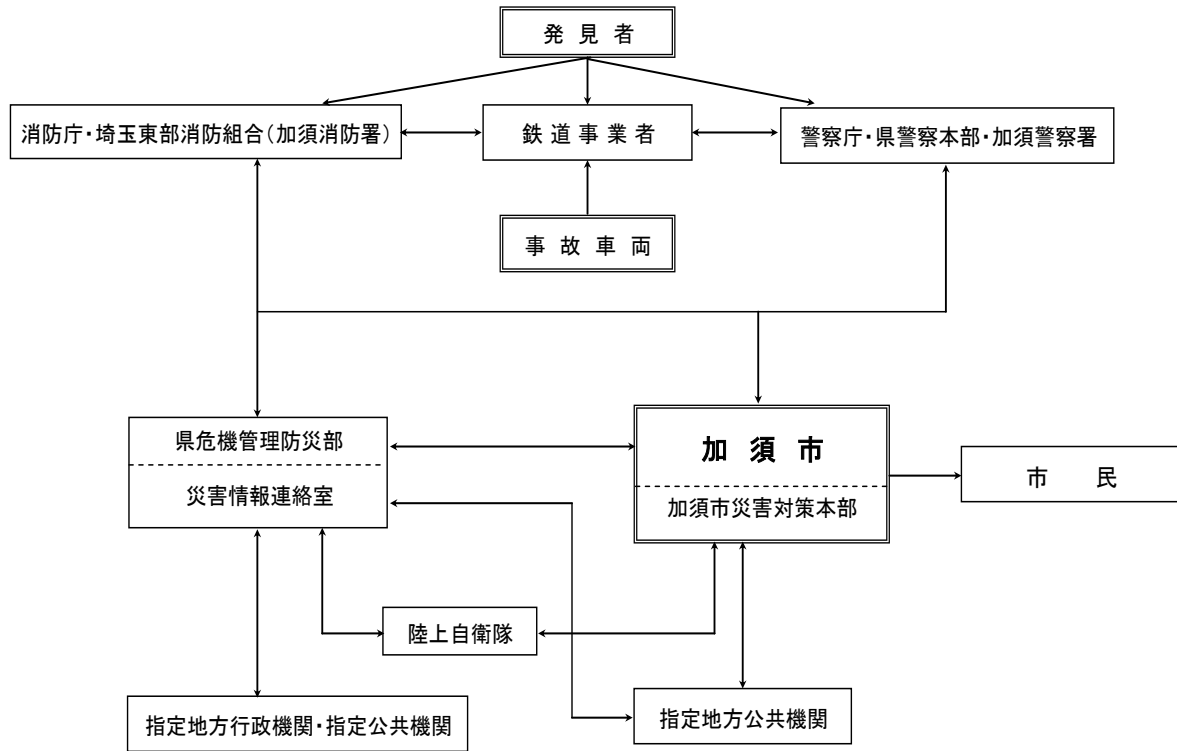
鉄道事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

#### 2 情報収集・伝達

鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、家屋被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・伝達する。

## 情報収集・伝達体制



### 3 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、避難情報、災害情報、支援情報及び応急対策情報等の広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した鉄道事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数进行、情報を提供する。

#### (1) 被災者の対応

##### ① 被災者の家族等への情報提供

鉄道事故の場合、乗客被災者の家族等への情報提供は、鉄道事業者等が中心となって当ることとなるが、市においても、一般市民が被災した場合における家族等への情報提供のため、災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、関係機関の災害応急対策に関する情報等について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

##### ② 地域住民等への広報

災害現場付近の市民に対して、災害の概要、避難勧告等、避難場所情報、応急対策の情報、地域住民が取るべき行動、交通規制等の安全確保や規制等に関する広報を県・報道機関と連携して行う。

##### ③ 報道機関への対応

報道機関への対応は基本的に鉄道事業者が行うこととし、市民が死傷した場合は、市も市民の被害状況等について、鉄道事業者と調整した上で、発表する。

## (2) 市民の安全確保や規制に関する情報

市及び鉄道事業者は、避難勧告、指示等、市民の安全に関する情報等のほか、緊急輸送道路の確保を図るための交通規制状況に関する情報については、報道機関に依頼し、テレビ・ラジオ・新聞などを通じた幅広い広報を図る。

## 4 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の身体生命に危険が及ぶおそれがある場合は、加須消防署、警察署、事業者、県及び関係機関等と協力し、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して誘導する。

## 5 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、危険区域内の市民を安全な区域に避難させるため、市長は避難の勧告又は指示を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

また、避難所の開設が必要と判断した場合は、事故現場直近の避難所の開設を図り、運営は、市の職員が中心となり実施する。

## 6 救急救助・医療救護活動

鉄道事故が発生した場合、必要に応じ加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、鉄道事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、加須消防署、警察署、事業者、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助・医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

## 7 消防活動

鉄道事故災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等による火災発生の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命の救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、加須消防署を主体とした活動を市が行う。

## 8 応援要請

鉄道事故発生時において、知事又は指定地方行政機関、公共機関、他の市町村等に応援（幹旋）を求める場合は、県に対し文書をもって要請する。

なお、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請する。

人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

## 9 帰宅への支援

市は、鉄道事業者との鉄道運行情報等の収集体制を速やかに確立し、情報収集に努めるとともに、帰宅困難者を収容するための最寄りの避難所の開設等の情報を速やかに提供し、一時収容する。

鉄道事故の状況にもよるが、鉄道が途絶しても、道路の通行等が可能な場合には、市バスを活用するとともに、コミュニティバス運行事業者をはじめとする、バス・タクシー事業者等に対し、代替交通手段としての協力を要請する。

## 第5 事業者の活動体制 【東武鉄道(株)】【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

### 1 事業者の活動方針

事故が発生した場合の活動方針としては、「鉄道災害並びに運転事故応急処理要領」に基づいて専務取締役を本部長とする事故復旧本部を設置し、人命救助を第一として、応急対策活動を展開する。

また、事故発生による復旧活動は、社内的に定められた非常招集計画によって、従業員の非常招集を行い復旧作業に従事する。

さらには、加須消防署及び沿線の各消防署、警察署、市民に対し、救援を求めるとともに、事業所出入りの請負者に復旧作業応援を要請する。

### 2 事業者の応急措置

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故の状況に応じた関係機関への通報、人命救助、初期消火、避難誘導、被害拡大の防止措置、立入制限等の応急措置を講じる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

## 第6章 航空機事故対策計画

### 第1 災害特性

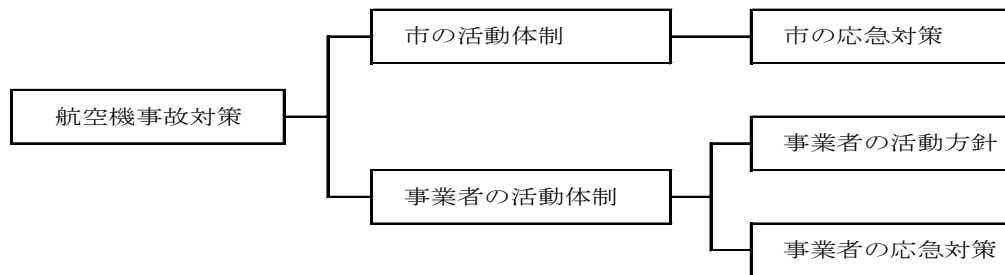
航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸の機体等のトラブルによる墜落等が上げられるが、これらの事故が発生した場合、人命に危険を及ぼすこととなる。

また、大型旅客機が関係する事故であれば、多数の死傷者を伴う大惨事となるおそれがある。

### 第2 被害想定

航空機の墜落事故、航空機からの落下物（宇宙からの落下物による事故を含む。）による災害及び住宅密集地や工場地帯への墜落等による大規模な火災や爆発が想定される。

### 第3 対策の体系



### 第4 市の活動体制

本市域内において航空機事故が発生したときは、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、航空機事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

#### 1 市の応急対策

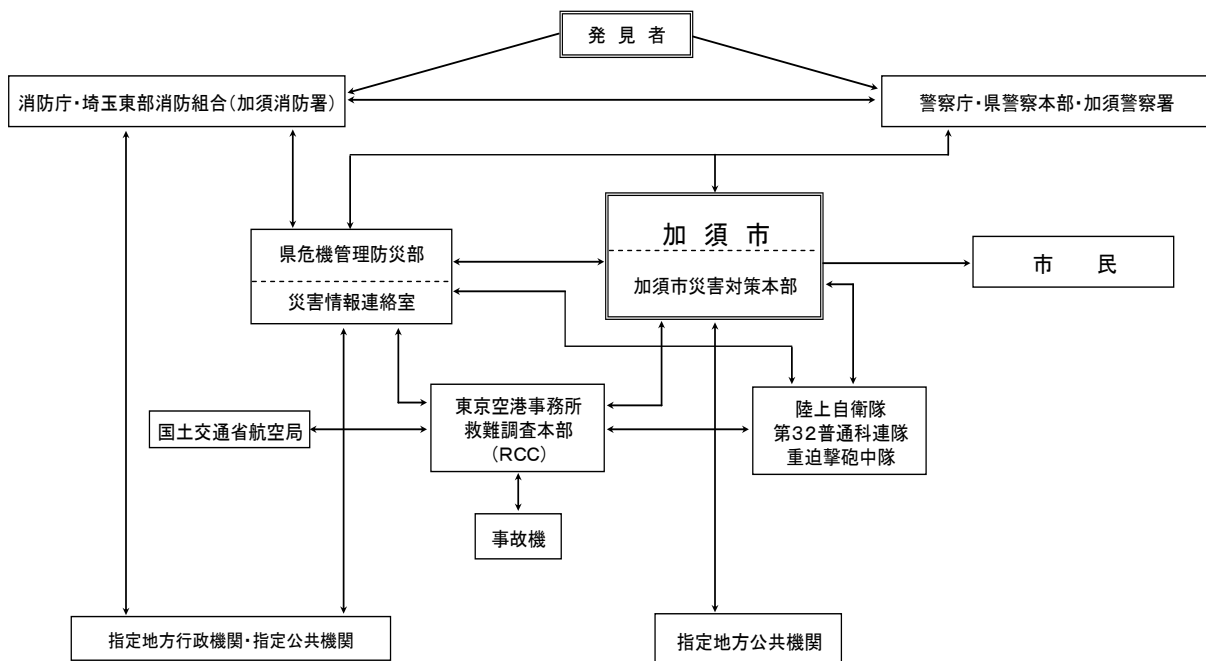
航空機事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

#### 2 情報収集・伝達

航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、家屋被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・伝達する。

## 情報収集・伝達体制



### 3 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、避難情報、災害情報、支援情報及び応急対策情報等の広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した航空機事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を適切に提供する。

なお、航空機災害は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、一度に多くの死傷者が出ることも考えられることから、被災者家族や地域住民等に配慮した広報を行う。

#### (1) 被災者の対応

##### ① 被災者の家族等への情報提供

民間機事故の場合、乗客被災者の家族等への情報提供は、航空会社等が中心となって当たることとなるが、市においても、一般市民が被災した場合における家族等への情報提供のため、災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、関係機関の災害応急対策に関する情報等について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

##### ② 地域住民等への広報

災害現場付近の市民に対して、災害の概要、避難勧告等、避難場所情報、応急対策の情報、地域住民が取るべき行動、交通規制等の安全確保や規制等に関する広報を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した航空機事故の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

### ③ 報道機関への対応

#### ア 民間機事故の場合

防災関係機関が報道機関からの問合せや取材申し込み等への対応を行うこととし、発表内容は防災関係機関が相互に調整した上で、発表する。

#### イ 自衛隊機事故の場合

報道機関への対応は自衛隊が行う。

なお、市民が死傷した場合などは、市も市民の被害状況等について、報道機関への対応を行う。

### (2) 市民の安全確保や規制に関する情報

市及び防災関係機関は、避難勧告、指示等、市民の安全に関する情報等のほか、緊急輸送道路の確保を図るための交通規制状況に関する情報については、報道機関に依頼し、テレビ・ラジオ・新聞などを通じた幅広い広報を図る。

## 4 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の身体生命に危険が及ぶおそれがある場合は、加須消防署、警察署、事業者、県及び関係機関等と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して誘導する。

## 5 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、危険区域内の市民を安全な区域に避難させるため、市長は避難の勧告又は指示を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

また、避難所の開設が必要と判断した場合は、事故現場直近の避難所の開設を図り、運営は、市の職員が中心となり実施する。

## 6 救急救助・医療救護活動

航空機事故が発生した場合、必要に応じ加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、航空機事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、加須消防署、警察署、事業者、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助・医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

## 7 消防活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死者の発生が予想されるので、人命の救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、加須消防署を主体とした活動を市が行う。

## 8 応援要請

航空機事故発生時において、知事又は指定地方行政機関、公共機関、他の市町村等に応援（斡旋）を求める場合は、県に対し文書をもって要請する。

なお、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請する。

人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

## 9 帰宅への支援

市は、事故機を所有する航空会社との情報等の収集体制を速やかに確立し、情報収集に努める。また、必要に応じて最寄りの避難所の開設を行い、その情報を速やかに提供し、一時収容する。

航空機事故の状況にもよるが、乗客が帰宅するための手段として、市バスの活用をはじめ、コミュニティバス運行事業者やバス・タクシー事業者等に対しての協力を要請する。

## 第4 事業者の活動体制

### 1 事業者の活動方針

事故が発生した場合は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、人命救助を第一とし、主として次に掲げる項目について万全を期する。

また、加須消防署及び沿線の各消防署、警察署等に対し、救援や復旧作業応援を要請する。

- ① 消火・救助・救急活動
- ② 救護地区の設置及び医療資機材の配置
- ③ 制限区域内への入場制限及び誘導
- ④ 負傷者数及び搭乗者の把握

### 2 事業者の応急措置

事故機を所有する航空会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、航空法（昭和27年法律第231号）第76条の規定に基づき、東京空港事務所に速やかに通報する。

また、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

## 第7章 大規模道路事故対策計画

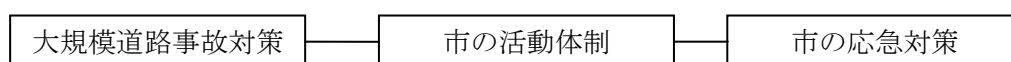
### 第1 災害特性

橋梁の落下やバス等の多くの者が利用する自動車事故等が発生した場合、多数の死傷者を出す可能性がある。また、ほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており一度火災が発生すると爆発する危険性がある。

### 第2 被害想定

橋梁の落下に伴う交通の遮断により、市民生活に重大な支障をきたす。また、高速道路等における玉突き事故、バス等の乗合自動車の転落事故等により多数の死傷者の発生が想定される。

### 第3 施策の体系



### 第4 市の活動体制

本市域内において大規模道路事故が発生した時は、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り応急対策の実施に努める。

なお、事故発生時に迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り平常時から広報体制を整備する。

#### 1 市の応急対策

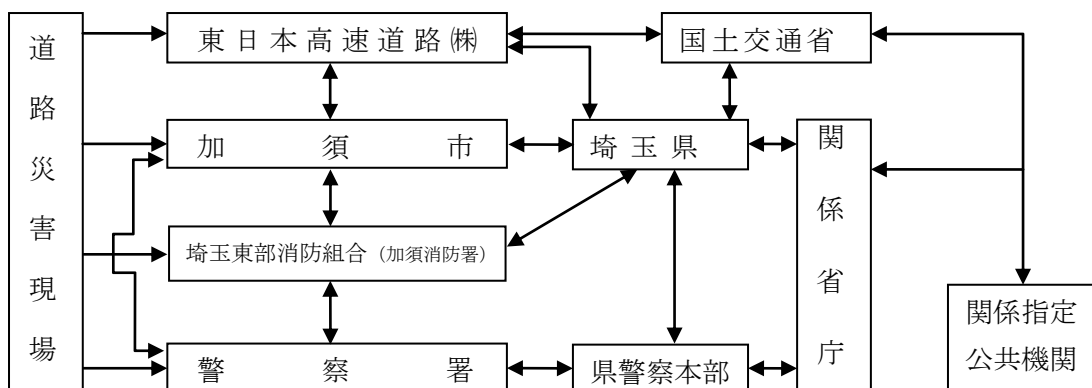
大規模道路事故発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき、発災後速やかに災害の拡大防止の応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

#### 2 情報収集・伝達

大規模道路事故が発生した時は、道路管理者として速やかに、その被害の応急対策活動実施状況、対策本部設置状況等を取りまとめ、応援の必要性も含め県に報告するとともに、既に措置した事項に加え、今後の措置に関する事項について同時に報告する。

なお、県に対する被害状況等の報告については、人的被害、物的被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集、伝達する。

## 情報収集・伝達体制



### 3 被災者等への情報伝達

#### (1) 被災者の家族等への情報提供

市及び防災関係機関は相互に連絡を図り、道路災害の状況、安否状況、医療機関等の情報、災害応急対策に関する情報等について正確に、きめ細かく適切に提供する。

#### (2) 市民への情報伝達

市は、市民に対し道路災害状況、安否情報、道路施設等の復旧情報を伝達する。

#### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ発災後、速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な配置等の整備を行う。

### 4 消防活動

大規模道路事故災害は一度に多数の死傷者を出す可能性があり、またほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており、一度火災が発生すると爆発する危険性があるので人命の救助、救出活動を他の消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行う。

### 5 救急救助・医療救護活動

大規模道路事故が発生した場合、必要に応じ、加須医師会に要請の上、医療救護班を編成し、事故の程度に即応した救急救助・医療救護活動を行う。

また、迅速かつ的確な医療救護措置が講じられるよう、消防機関、警察署、県及びその他の関係機関と緊密に連携協力して、救急救助、医療救護活動に当たる。

また、協力者の動員も行う。

### 6 緊急輸送のための交通の確保

市は、市職員を動員して直接情報収集するほか関係機関等から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行う。

交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとる。

## **7 危険物の流出に対する応急対策**

市は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い危険物による二次災害発生の防止に努める。

加須消防署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒区域を設定するとともに除去活動、避難誘導活動を行う。

## **8 道路・交通安全施設の応急復旧活動**

市は、職員の非常参集を行い、大規模道路事故に伴う障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動等を実施し、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、災害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## **9 道路・交通安全施設の復旧**

市は、応急復旧した道路施設等については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定の時期を明示する。

## 第8章 電力施設災害対策計画

### 第1 総論

#### (1) 災害特性

電力施設が災害により被災した場合、変電施設の損壊や電柱の倒壊、電線の切断等による電力供給の停止が発生する。

また、発電施設の被害状況によっては、電力の需要と供給のバランスが崩れ、計画停電等の電力供給制限が行われる。

#### (2) 被害想定

電柱の倒壊や電線の切断等により、家庭や事業所等への電力の供給が遮断されるなどの被害が想定される。

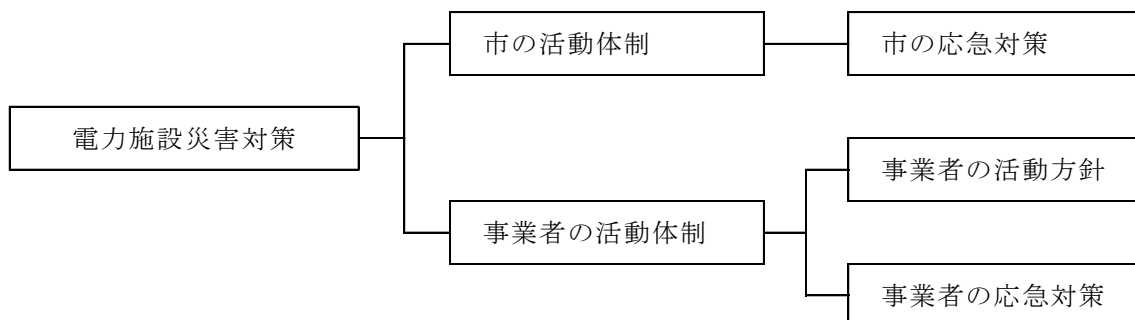
その結果、家庭への電力供給がストップされることにより安定した家庭生活に支障をきたすほか、事業所においても事業活動への影響が想定される。

さらに、道路信号の消灯による市民生活の混乱も想定される。

#### (3) 基本方針

市及び東京電力㈱は、非常災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、市民の電気災害の防止を図る。

### 第2 対策の体系



### 第3 市の活動体制

本市域に電力施設災害が発生した場合においては、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市はその拡大を防御し被害の軽減を図るため、可能な限り事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

なお、電力施設災害発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

#### 1 市の応急対策

電力施設災害発生時は、震災対策編及び風水害対策編の各節に定める応急対策計画に基づき応急対策を講じるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

#### 2 災害広報

社会秩序の維持及び市民の心の安定を図るため、市民に対し避難情報、災害情報、支援情報、応急対策情報及び計画停電等の実施状況などの広報活動を県・報道機関と連携して行う。

市において収集した電力施設災害の状況は、その事故の規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。また、復旧作業の進捗状況も同様とする。

### 3 交通の安全対策

市は、電力施設災害を原因とした停電により信号機が消灯して、車両の通行に支障をきたしている地点がある場合には、警察署や交通指導員等と連携し、安全でスムーズな車両の運行を図るため車両誘導等の活動を行い、市民の交通安全対策を行う。

### 4 市民の安全対策

市は、電力施設災害により電力の供給が途絶え、防犯等や照明等が点灯しない場合、警察署や自治会、自主防災組織等と連携し、市民生活の安全を図るために夜警等の防犯活動を行う。

### 5 避難所の開設

市は、電力の供給が途絶えたことにより、市民の生命や安全に危害が及ぶと認められたときは、市民を安全な区域に避難させるための避難所を開設し、避難の勧告又は指示を行う。避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員等が協力して行う。

特に、災害時要援護者については、安否の確認を行うとともに、避難所の利用を希望する人については、適切な誘導を行う。

また、運営は、予め指名された市の職員で構成する災害地区支援班が中心となり実施する。

## 第4 事業者の活動体制 [東京電力㈱]

### 1 事業者の活動方針

東京電力㈱は、非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置し、非常体制の組織を確立する。

また、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧を図るため、加須市と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

### 2 事業者の応急対策

#### (1) 被害情報の収集・周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる手段を講じて被害状況の早期把握に努める。

収集した情報は、速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込など）の地域的な情報について市民への周知に努める。

#### (2) 被害の応急活動

電力事業者は、変電施設の損壊や送電鉄塔・電柱の倒壊、送電線の断線等について、市民生活の安全確保を最優先すると共に、安定した市民生活を1日でも早く確保するため応急活動を実施する。

## 第9章 農作物等災害対策計画

### 第1 総論

#### 1 災害特性

加須市は、7,000haを超える耕地で約5,000戸の農家が農業を営んでいる。

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、高温、低温、降雪等の気象現象によって、農作物・農業生産施設に対し大規模な被害が生じる可能性がある。特に、近年は、低気圧の急速な発達や気圧の不安定による局地的な豪雨が頻発する傾向にある。また、東日本大震災では、加須市においても液状化現象が発生していることから、大規模な地震においては、生産基盤そのものに被害が生じる可能性がある。

さらに、加須市には、畜産を営む農家もあることから、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生する可能性がある。

#### 2 被害想定

暴風雨、竜巻、降ひょう等による果実等の落下や倒伏、ビニールハウス等の生産施設の損壊、高温・干ばつによる大規模な米の品質低下等が想定される。

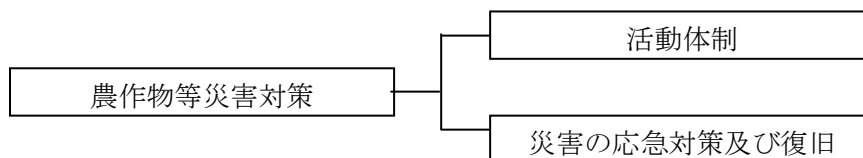
また、長時間にわたる豪雨や大規模地震においては、農地の流出や水路、パイプライン施設等、農業施設の損壊が想定される。

さらに、特定家畜伝染病については、家畜への被害はもとより、その種類によっては、稀に人への感染も報告されており、市民生活へ影響を与える事態も想定される。

#### 3 基本方針

気象現象等による農作物等への被害発生時における迅速な情報収集体制や災害規模に応じた対応策について明示するとともに、特定家畜伝染病に関し、その予防対策と発生時における対策を適切に実施するため、必要な措置について定めるものとする。

### 第2 対策の体系



### 第3 活動体制

#### 1 関係機関・団体との連携

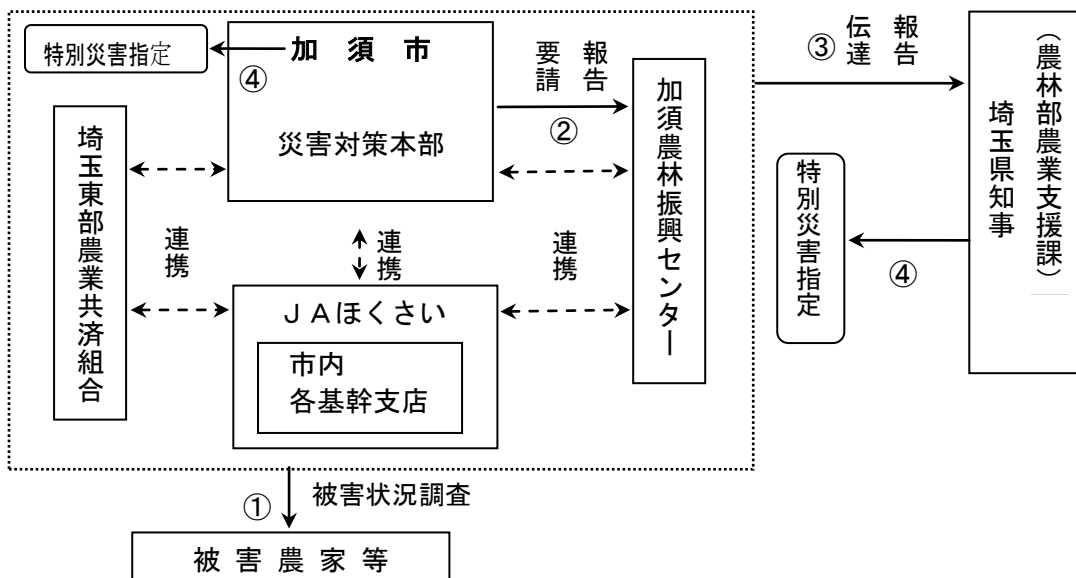
市は、市内に災害が発生又は発生のおそれがある場合、埼玉県及び農業協同組合等関係機関・団体と協力し、被害を最小限に防ぐため、応急対策の実施に努める。

##### ■関係機関・団体

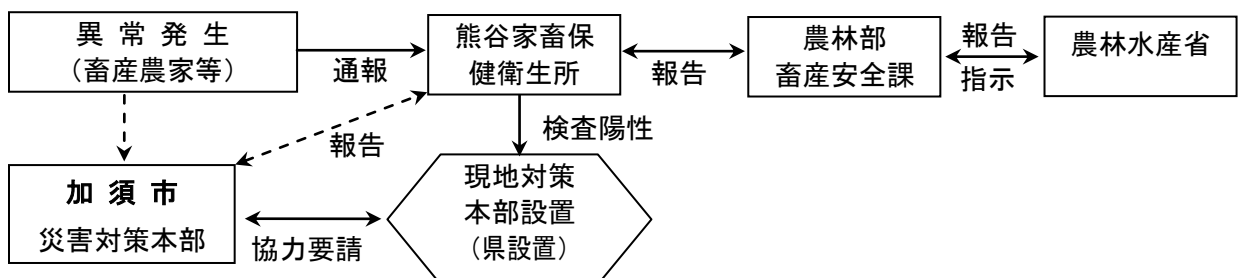
機関名	担当部署	電話番号
加須農林振興センター	技術普及担当	61-3911
ほくさい農業協同組合	加須中央支店	61-0905
	騎西中央支店	73-1121
	大利根中央支店	72-3111
	北川辺支店	0280-62-2211
埼玉東部農業共済組合	行田本所	048-559-1588
熊谷家畜保健衛生所	—	048-521-1274

#### 2 災害発生時の活動体制

##### (1) 気象現象等による農業災害



##### (2) 特定家畜伝染病の発生



## 第4 災害の応急対策及び復旧

### 1 農作物・農業生産施設

市は、加須農林振興センターの協力を求め、被害実態に応じて、草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに検討し、加須農林振興センターとともにその技術対策指導を行う。

また、「加須市農業災害対策規則」に定める一定の規模を超える災害の場合は、規則に基づき特別災害の指定を行うとともに、加須農林振興センターを通じて「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく特別災害の指定を埼玉県知事に要請し、被害農業者に対して、農業生産力の維持及び農業経営の安定を図るため、病害虫の防除、草樹勢の回復に関する措置及び農業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。

#### ■ 特別災害指定基準（加須市農業災害対策規則）

- (1) 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けたほ場の面積が、本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5ヘクタール)以上である災害
- (2) 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害
- (3) 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害
- (4) 農業用生産施設の種類ごとに被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が本市又は本市を含む2以上の隣接する市町村の区域内に10戸(降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸)以上である災害

### 2 農地及び農業用施設

市は、埼玉県及び関係土地改良区等と連携を図り、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

### 3 家畜・<sup>きん</sup>家禽の伝染病疾病等対策

市は、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の「特定家畜伝染病」の予防及び発生時における対応について、「家畜伝染病予防法」、「埼玉県特定家畜伝染病防疫事務の手引き」に基づき、埼玉県との連携協力により以下の事項を実施する（人への感染の恐れのある新型インフルエンザへの対策は【第5編 新型インフルエンザ等対策編】を参照）。

- ・家畜の所有者に対しての特定家畜伝染病についての情報伝達、市民に対する普及啓発
- ・愛玩用に飼育されている家畜所有者に対する情報の収集、提供
- ・特定家畜伝染病発生時における市民に対しての的確な情報提供
- ・特定家畜伝染病発生時の殺処分死体の焼・埋却に備えた、焼却施設との調整、若しくは埋却地の円滑な確保のための調整・支援
- ・防疫作業員の確保及び集合場所の設置・支援
- ・移動規制及び消毒ポイントの設置

# 第10章 雪害対策計画

## 第1 災害特性

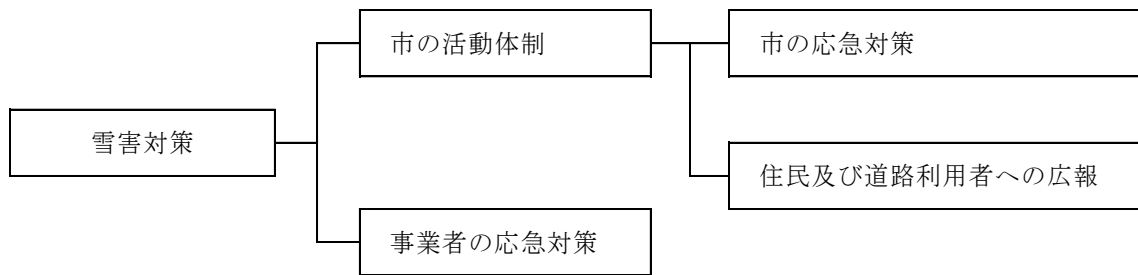
降雪による積雪等により、交通、通信並びに電力供給等への影響がでること、日常的な社会生活が阻害される特性があり、自動車同士の接触事故や衝突事故等を生ずる危険性もある。

## 第2 被害想定

本市の立地的及び気候的条件等を鑑み雪害が長期間に及ぶことは考えにくい、しかし短期間でも集中的な降雪が続くことにより、交通事故の多発、交通機関等のマヒが想定され、市民生活に重大な支障をきたすことも考えられる。

については、本市における雪害想定としては、熊谷地方気象台が発表する本市に対する大雪警報の降雪深さ（24時間）が30cmとしていることを鑑み、対策を講じる。

## 第3 対策の体系



## 第4 市の活動体制

本市内において、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、可能な限り応急対策の実施に努める。

### 1 市の応急対策

- (1) 市は熊谷気象台が発表する大雪注意報、警報が出されたときは、道路交通を確保するため、その対応にあたる。勤務時間外については、建設部水防班は降雪の状況に応じ対応にあたる。
- (2) 降雪により道路交通に支障をきたすおそれがある場合は、単価契約業者等による幹線道路を主体とした除雪作業を行うとともに、雪によるスリップ事故の事前対策として、花崎陸橋や水深橋などの跨線橋・跨道橋並びに市民の利用度の高い駅前広場については、凍結防止剤の散布を行い交通路の確保に努める。
- (3) 降雪が長期間に及ぶおそれがある場合は建設業団体等に協力を要請する。
- (4) 災害が発生した場合に、立往生車両や放置車両によって、緊急通行車両に著しい支障をきたしたときは、道路管理者は道路区間を指定して車両等の移動命令を発する。但し、これによることができない場合は、道路管理者が、自ら車両等の移動を行い緊急輸送道路の確保に努める。

## 2 住民及び道路利用者への広報

降雪による交通の混乱防止、雪害による被害の防御軽減を図るため、交通状況及び交通確保の実施に状況等について適時適切な広報を行う。

## 第5 事業者の応急対策

鉄道事業者や通信事業者は、降雪状況に応じた応急対策の実施に努める。

(1) 東武鉄道(株)・東日本旅客鉄道(株)

鉄道輸送を確保するため、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための運転及び要員の確保に努める。

(2) 東京電力(株)・東日本電信電話(株)

通信及び電力供給を確保するため、降雪対策用設備、機材の確認、点検及び要員の確保に努める。

# 第11章 竜巻・突風等対策計画

## 第1 災害特性

竜巻や突風等は、積乱雲が発生したときに多く、狭い範囲から広範囲になることもあり、また突発的に発生することが多く、局所的・直線的に甚大な被害をもたらす。また、その発生を予測することが困難な災害である。

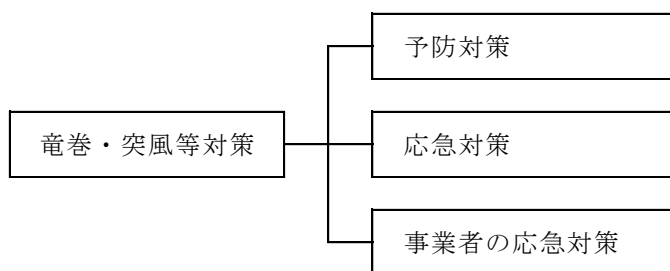
## 第2 被害想定

本市においても、今日の異常気象の影響により、突発的に発生し、甚大な被害をもたらすものと想定されるため、必要な対策を講じる。

気象庁によれば、竜巻・突風等は、竜巻、ダウンバースト、ガストフロント、の3種類に大きく分類されている。

- ・竜巻は、時間・規模とも比較的小さい。
- ・ダウンバーストは、積乱雲の発生状況にもよるが、規模は円・楕円形に比較的広い。
- ・ガストフロントは、同様に積乱雲の発生状況によるが、規模は比較的さらに大きい。

## 第3 対策の体系



## 第4 予防対策

本市内において、竜巻・突風等による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、以下の応急対策の実施に努める。

### 1 予防啓発

- (1) 市民が主体的に自ら身の安全を確保できるように平時から広報等により予防啓発に努める。

### 2 応急対策体制の整備

- (1) 予め竜巻・突風対策の対応マニュアルを作成し対応に備えるものとする。
- (2) 重要施設や学校、公共交通機関等並びに農業施設や同従事者において、突風や、飛来物による果実等の作物や施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策の検討を進める（農作物等の災害については「第9章 農作物等災害対策計画」を参照）。
- (3) 予め竜巻・突風対策時の情報収集、伝達及び連絡体制を整備するとともに関係機関・部署と役割分担等について事前に調整しておき、迅速・的確な対応に備えるものとする。

## 第5 応急対策

本市内において、竜巻・突風等による被害から交通、通信及び電力供給等に支障をきたすおそれがある場合は、以下の応急対策の実施に努める。

### 1 初動対応

- (1) 熊谷気象台が発表する竜巻・突風等注意報、警報が出されたときは、道路交通等の確保に備え、その対応にあたる。勤務時間外については、建設部及び総合支所は、水防班が災害の状況に応じ対応にあたる。
- (2) 竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際は、被害の防止に役立てるため、適宜、熊谷地方気象台や市民の目撃情報等からの情報収集に努める。

### 2 がれき処理や救助の応急対策

- (1) 竜巻・突風等により家屋や施設及び道路交通に被害が生じた場合は、単価契約業者や防災建設安全協議会等へ依頼のうえ、がれき等の除去を行い、日常の活動がおくれるように道路の啓開や敷地内の現状復元に努めるとともに、被災市民の避難所の確保に努める。
- (2) 竜巻・突風等による人的被害発生したとき、または被害が広範囲に及んだり被害の規模が大きいときは、自衛隊や緊急消防援助隊等に協力を要請する。

### 3 住民への広報

- (1) 竜巻・突風等による家屋等の損壊や交通の混乱防止等、2次災害予防の観点から、被害の軽減を図るため、市民が自ら身の安全を守ることができるように、防災行政無線やホームページ、メール等を活用し広報を行う。
- (2) 学校、社会福祉施設、及び不特定多数の市民が集まる各公共施設においては、各施設管理者等へ竜巻・突風等の気象情報や被害等の情報を迅速・的確に伝達する。

## 第6 事業者の応急対策

事業者は、竜巻・突風による災害に備え、予防対策及び応急対策の実施に努める。

### (1) 事業者

突風・竜巻等による災害により被害を被った場合は、2次災害に至らないよう、各ライフライン事業はもとより、小・中・大規模事業においても、各事業所の災害対応マニュアル等に基づき、適切な応急対策の確保に努める。

### (2) 建設安全協議会等

市域において、突風・竜巻等により災害により、道路等において被害を被った場合は、市と協力し、市からの依頼に基づき、また市からの依頼を確認する暇がない場合は、応急対策後に報告するものとし、道路上の障害物等を除去するなど、適切な応急対策の確保に努め、市民の安全を確保する。

